

# 最新

## 規定審議会・決議審議会

### 資料集

1. 2017－2020 年審議会手続きに関する案内	1
2. 審議会代表議員の選出方法	2
3. 規定審議会と決議審議会の手順一覧表	8
4. 規定審議会	
1) 制定案の提出方法	9
2) 制定案の証明	15
5. 決議審議会	
1) 決議案の提出方法	17
2) 決議案の証明	22

(更新) P8 規定審議会の制定案提出期限の修正 (2016/10/08)

#### 別冊

関連規定集 (RI 定款・細則とロータリー章典より抜粋)

#### 特記事項

従来規定審議会で決議案は採択されておりましたが、  
2017 年度より毎年開催の「決議審議会」(オンライン) で採決されます。

第 2650 地区ガバナー事務所

## 2017-2020 年の審議会手続きに関するご案内

平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

今年度に地区ガバナーが担われる責務に、審議会手続きに関するものがございます。それは、**2017-2020** 年に審議会関連の任務に当たる審議会代表議員と補欠議員を地区で選出すること、また、地区が制定案あるいは決議案を提出するかどうかを検討することです。**2017-2020** 年には、以下の会合が行われます。

- 2017 年、2018 年、2019 年の決議審議会
- 2019 年規定審議会

### 代表議員の選出

2017-2020 年を任期とする審議会代表議員は、**2017 年 6 月 30 日**までに選出されなければなりません。このため、ガバナーの皆さまには、候補者を指名するよう地区内クラブに呼びかけ、今年度中に地区で代表議員と補欠議員を選出していただく必要があります。代表議員の資格条件および任務に関する詳細、ならびに選出手続に関する詳細は、「[審議会代表議員の選出方法](#)」と [RI 細則](#) 第 9 条をご覧ください。

代表議員と補欠議員の氏名は、次のオンラインフォームを用いて提出しなければなりません。

[https://rotary.qualtrics.com/SE?Q\\_DL=eJPTiJ7VnBZ4ZG5\\_eb7s4rMylyvy14Nf\\_MLRP\\_5t\\_BHg4rSPSWsZbn&Q\\_CHL=gl](https://rotary.qualtrics.com/SE?Q_DL=eJPTiJ7VnBZ4ZG5_eb7s4rMylyvy14Nf_MLRP_5t_BHg4rSPSWsZbn&Q_CHL=gl)

フォーム提出の際は、代表議員と補欠議員の E メールアドレスが入力されていることを必ずご確認ください。フォームが提出され次第、本件の情報を確認し、所要事項の提出をお願いする E メールがこれらの方々へ送信されます。

### 決議審議会と規定審議会

地区からの制定案と決議案の提案について、ガバナーである皆さまからご支援いただけますようお願いいたします。制定案と決議案の作成と提出に関する詳細は、それぞれ「[制定案の提出方法](#)」と「[決議案の提出方法](#)」をご覧ください。**2017** 年決議審議会への決議案は、[こちらのフォーム](#)を使用し、**2017 年 6 月 30 日**までに提出しなければなりません。また、**2019** 年規定審議会への制定案は、[こちらのフォーム](#)を使用し、**2017 年 12 月 31 日**までに提出する必要があります。

2017-18 年度から新たに開催される決議審議会は、毎年オンラインで行われ、クラブ、地区、RI 理事会、RIBI 審議会/大会から提出された決議案について投票を行う会合です。一方、規定審議会は今後も **3** 年に **1** 度、顔を合わせるかたちで行われ、RI 理事会からの見解表明案とともに、ロータリー組織規定を改訂する制定案を審議します。

審議会関連の手続きにおけるガバナーの役割を理解し、今後の準備を進めるために、ウェブサイト ([Rotary.org](http://Rotary.org)) の「[規定審議会](#)」のページからリソース各種をぜひご参照ください。また、**2016** 年規定審議会の代表議員にも本メールを送信しておりますので、必要に応じてこれらの方々にご協力の上、手続きを進めていただければ誠に幸いです。

審議会代表議員の選出について、または RI の立法手続についてご不明な点がございましたら、ご遠慮なく E メール ([council\\_services@rotary.org](mailto:council_services@rotary.org)) でご連絡ください。

以上、よろしくごお願い申し上げます。

Sarah Christensen

審議会業務課スーパーバイザー

サラ・クリステンセン

ROTARY INTERNATIONAL | One Rotary Center | 1560 Sherman Ave. | Evanston, IL 60201 USA

cc: 2016 年規定審議会の代表議員



## 審議会代表議員の選出方法

目次 (クリックすると該当項目に移動します)

審議会代表議員	特別な状況
資格	選出の期限
代表議員の任務	国際ロータリーへの氏名の提出
言語能力	代表議員の交替
代表議員の選出	2017-2020年審議会周期の予定表

### 審議会代表議員

各地区は、2017年7月1日～2020年6月30日までの任期を務める、決議審議会と規定審議会の代表議員1名を選出します。この代表議員は、以下の審議会で地区を代表します：

- 2017年、2018年、2019年決議審議会
- 2019年規定審議会

代表議員と補欠議員は、2017年6月30日までに選出し、国際ロータリーに報告する必要があります。代表議員の資格と役割については、[RI細則](#)の第9条をご参照ください。

### 資格

代表議員の候補者は、以下の条件を満たしていなければなりません：

- 地区内クラブの会員であること
- 選出時に、地区ガバナーを全期務めた経験があること
- 代表議員の資格条件を理解し、その任務と責務を遂行する能力を備えていることを、オンラインの証明フォームで確認すること

- 規定審議会の全会期を通じて出席できること
- 電子的な方法による立法案の閲覧と投票を問題なく行えること

## 代表議員の任務

審議会代表議員の任務は以下のとおりです：

- クラブが決議案と制定案を提出する際、その作成を援助すること
- 地区会合で決議案と制定案について討議すること
- 地区内のロータリアンの意向をよく知っておくこと
- すべての決議案と制定案を批判的考察をもって検討し、そのような立法案に対する自身の見解を審議会に的確に伝えること
- 公正な立法当務者として振舞うこと
- 決議審議会に参加すること
- 規定審議会に、全会期を通じて出席すること
- 審議会終了後、地区内の全クラブに、審議会の審議について報告すること

代表議員はさらに、オンラインの研修コースと 2018 年ロータリー研究会での審議会関連研修を完了することが義務づけられています。国際ロータリーは、代表議員の研究会への出席費用を負担しません。

## 言語能力

審議会の翻訳と通訳は、以下の言語で提供される予定です。

- |         |       |          |
|---------|-------|----------|
| ● 英語    | ● 日本語 | ● ポルトガル語 |
| ● フランス語 | ● 韓国語 | ● スペイン語  |

候補者は、上記言語のいずれかに堪能でなければなりません。

## 代表議員の選出

代表議員と補欠議員の選出は、2016-17 年度中に行い、2017 年 6 月 30 日までにオンラインフォームを使ってロータリーに報告しなければなりません。代表議員と補欠議員は指名委員会手続により選出されるべきです。ただし、指名委員会の代わりに、地区大会または郵便投票によって代表議員を選出することもできます。郵便投票を用いる場合、地区大会または RI 理事会が、まず郵便投票での実施を承認しなければなりません。選

出の方法について質問がある場合は、日本事務局のクラブ・地区支援室にお問い合わせください。

候補者の所属クラブであるか否かにかかわらず、地区内のクラブであればどのクラブでも、代表議員候補を推薦できます。推薦は地区ガバナーに提出しなければならず、クラブ幹事と会長の署名が必要とされます。クラブがほかのクラブのロータリアンを推薦する場合、そのロータリアンの所属クラブが書面をもってこれを承諾しない限り、その推薦は認められません。

### **指名委員会手続による代表議員の選出**

代表議員と補欠議員の指名委員会手続は、RI細則 14.020.節に定められている地区ガバナーの指名委員会手続に基づいて行われます。代表議員の候補者が委員を務めることはできません。

### **指名委員会委員の選出方法を採用できなかった場合**

地区が指名委員の選出方法を採択できなかった場合、地区内のクラブ会員で、委員を務める意思と能力のある全パストガバナーを指名委員会の委員として代わりに起用しなければなりません。ただし、代表議員の候補者が委員を務めることはできません。

### **地区大会での選挙の実施**

地区が指名委員会手続を踏まないことを希望する場合は、代わりに地区大会（RIBIは地区審議会）で選挙を行うことができます。選挙は2016-17ロータリー年度内に行わなければなりません。

選挙はRI細則の16.050.節に従い、地区大会の他の選挙と同じ方法で行われます。各クラブは、少なくとも1票を持つ資格がありますが、票の数は、一番最近のクラブ請求書の時点で人頭分担金を払っている会員数によって決まります。会員数25名を超えるクラブは、25名ごとに1票を有する権利があり、また、端数が13名以上で切り上げられます（例えば、会員数37名までは1票、38～62名は2票、63～87名は3票となる）。

2票以上を有するクラブの票はすべて、同じ候補者に投じられなければなりません。一つのクラブの票が違う候補者に分けて投じられた場合、その票はすべて無効とみなされます。

過半数の投票を得た候補者を審議会代表議員とします。候補者が2名の場合、投票の過半数を獲得できなかった候補者が、補欠議員となり、万一、代表議員がその任務を遂行できない場合に、代わりを務めます。候補者が3名以上の場合は、単一移譲式投票を行います。単一移譲式投票の過程において1名の候補者に投票の過半数が寄せられた時点で、2番目に多い票を獲得した候補者が補欠議員となります。

### **郵便投票による代表議員の選挙の実施**

地区が地区大会において選挙を実施できない場合もあります。その場合、郵便投票による選挙の実施について地区大会での投票を通じて同意を得るか、あるいは、ガバナーが郵便投票の実施についてRI理事会の承認を求めることができます。地区大会がそのように決めた場合、郵便投票は、地区大会が開かれた月の翌月に単一移譲式投票で実施しなければなりません。ガバナーがRI理事会の承認を求めることに決めた場合、日本事務局のクラブ・地区支援室に連絡すべきです。

### **特別な状況**

審議会代表議員を務めることに関心を示すパストガバナーが地区にいない場合や、そのようなパストガバナーが一人しかいない場合、以下のような対応方法があります。

#### **候補者が一人しかいない場合**

資格と関心のある代表議員候補者が1名の場合、その人を地区の代表議員として宣言し、選挙は必要ありません。ガバナーは、適格なロータリアン1名を補欠議員として指名するものとします。

#### **候補者がいない場合**

代表議員を務められるパストガバナーがいない場合、ガバナーとして全期を務めていないロータリアン、ガバナー、ガバナーエレクトも審議会代表議員として指名されることができます。このような状況が生じた場合、ガバナーが国際ロータリー会長からの許可を要請しなければなりません。そのような場合には、審議会業務部までご連絡ください（Eメール：[council\\_services@rotary.org](mailto:council_services@rotary.org)）。

## 選出の期限

審議会の代表議員と補欠議員は、審議会開催の2年前のロータリー年度に選出されます。よって、2017-2020年審議会周期の代表議員は、2017年6月30日までに選出しなければなりません。

## 国際ロータリーへの氏名の提出

選出後、地区ガバナーが、オンラインフォームを使って国際ロータリーに代表議員と補欠議員の氏名を提出する必要があります（フォームへのリンクがガバナーにEメール送信されています）。ガバナーは、代表議員と補欠議員について下記の情報をフォームに入力します。

- 氏名
- Eメールアドレス
- クラブ名
- 選出の方法と日付

フォームが提出された後、代表議員と補欠議員にEメールが送信され、情報を確認するよう求められます。さらに、ガバナーにも確認のEメールが送信されます。フォームへのリンクが含まれたEメールをガバナーが受け取っていない場合、審議会業務部までご連絡ください（Eメール：[council\\_services@rotary.org](mailto:council_services@rotary.org)）。

審議会関連の連絡と資料はすべて、国際ロータリー会員データベースに記録されている代表議員と補欠議員の主要Eメールアドレスに送られます。代表議員のEメールアドレスが変更された場合には、クラブ幹事に伝えるか、[data@rotary.org](mailto:data@rotary.org)にご連絡ください。

## 代表議員の交替

審議会代表議員は選挙により選ばれるため、本人が辞任した場合を除き、代表議員を交替させるべきではありません。代表議員が辞任した場合、補欠議員がその役割を務めます。万一、補欠議員がその役割を務められない場合、または、地区が補欠議員を選出なかった場合は、現職のガバナーが、代表議員を務める資格と能力のある人を、新しい代表議員として指名できます。代表議員または補欠議員が辞任した場合、オンラインのフォームを使ってこれを報告すべきです。

## 2017-2020 年審議会周期の予定表

審議会開催の3年周期に従い、代表議員は3年間にわたって任務を果たします。

2017年6月30日	代表議員と補欠議員の選出締切日 決議案の提出締切日
2017年7月1日	代表議員の任期開始
2017年下旬	<b>2017-18年度決議審議会</b> （開催日未定）
2017年12月31日	制定案の提出締切日
2018年3月31日	制定案への修正案の提出締切日
2018年6月30日	決議案の提出締切日
2018年9月	規定審議会 立法案集の発行
2018年下旬	<b>2018-19年度決議審議会</b> （開催日未定）
2019年2月	支持と反対の声明の提出締切日
2019年4月（暫定）	<b>2019年規定審議会</b>
2019年6月30日	決議案の提出締切日
2019年下旬	<b>2019-20年度決議審議会</b> （開催日未定）
2020年6月30日	代表議員の任期終了

代表議員の選出方法または審議会に関する詳しい情報は、審議会業務部までEメール（[council\\_services@rotary.org](mailto:council_services@rotary.org)）でお問い合わせください。



## 2017-20 年 規定審議会と決議審議会の手順一覧表

	規程審議会	決議審議会
立法案 (目的)	制定案と見解表明案 (見解表明案は RI 理事会のみ提出できる)	決議案
	規定審議会が RI の立法機関を成すものとする ロータリーの組織規定(RI 定款と細則・標準ロータリークラブ定款の改正する)	決議案は、ロータリー世界全体に影響を与える案件に適しています。ただし、理事会により検討されるのは、決議審議会で採択された決議案のみです。このため、理事会に確実に検討してもらいたい場合には、決議案の代わりに、理事会への請願書として提出することをお勧めします
開催	3 年毎(次回 2019 年) face to face 会議 (4、5、6 月のいずれかの月)4 月を推奨	オンラインで毎年開催(2017-18 年より)
提出数	5 件/地区	制限なし(規定なし)
提出者	クラブ、地区、RI 理事会、RIBI 審議会が決議審議会(但し、クラブからのものは地区で承認が必要)	同左
クラブ提出	クラブ理事会が会員に提示しクラブ採択が必要	同左
地区承認	地区大会、地区立法案検討会又は郵便投票で承認⇒地区ガバナーによる証明(オンラインフォームあり)	同左
趣旨と効果	300 語以内の「趣旨と効果に関する声明」を添える必要があります(日本語で 550~600 字相当(オンラインフォームあり))	同左
欠陥	修正案の締切日までに修正案提出	同左
提出期限	<b>2017 年 12 月 31 日</b> (2019 年の規定審議会向け)	2017 年 6 月 30 日 (2017-18 年度の決議審議会向け)
代表議員	1 名/地区 2017-20 年 6 月末迄(3 年間) 規程審議会の代表議員選出(補欠 1 名)し、オンラインフォームで提出  選出期限:2017 年 6 月 30 日迄	1 名/地区 2017-20 年 6 月末迄(3 年間) 2017 年、2018 年、2019 年の決議審議会の代表議員選出(補欠 1 名)し、オンラインフォームで提出  選出期限:2017 年 6 月 30 日迄
参照	RI 定款第 10 条、RI 細則 7 条、9 条 ロータリー章典 59 条 郵便投票 RI 細則の第 14.040	RI 定款第 10 条、RI 細則 8 条、9 条 ロータリー章典 59 条 郵便投票 RI 細則の第 14.040
備考	過去の制定案を確認(欠陥のある制定案) 1. 二つ以上の異なる意味に解釈できる 2. 組織規定の関係箇所をすべて改正していない 3. その採択が法令に反する 4. RI 細則または RI 定款に抵触するような形で標準ロータリークラブ定款を改正する、または、RI 定款に抵触するような形で RI 細則を改正する 5. 管理または施行が不可能である	過去の決議案を確認(欠陥のある制定案) 1. 組織規定の文言と精神に抵触する行為もしくは意見表示を必要とする場合 2. RI プログラムの枠内ではない場合

**2016/10/08 更新**



## 規定審議会：制定案の提出方法

目次 ( クリックすると該当項目に移動します )

規定審議会	正規の手続で提出された制定案
制定案の提出締切日	制定案の数の制限
立法案の種類	制定案を国際ロータリーに提出した後
制定案の提出	欠陥のある制定案
制定案の作成	制定案に関する留意点
制定案の承認	その他の情報
地区ガバナーによる証明	
趣旨と効果に関する声明	

### 規定審議会

規定審議会は、3年に1度開催され、ロータリーの組織規定を改正する権限を有します。審議会では、全地区から1名ずつ派遣される代表議員が、制定案に関する審議と投票を行います。すべてのクラブと地区は、制定案を提出できます。クラブまたは地区が審議会に制定案を提出することを検討している場合、以下をよくお読みください。

### 制定案の提出締切日

2019年規定審議会で審議するためのクラブと地区の制定案は、2017年12月31日までに国際ロータリーが受理する必要があります。締切日厳守で、例外は認められませんのでご注意ください。この期日を過ぎて受理された制定案は、正規の手続で提出された制定案とはみなされず、審査の対象となりません。

### 立法案の種類

立法案には、次の2つの種類があります。

- **制定案**は、RIの組織規定 ([RI定款](#)、[RI細則](#)、[標準ロータリークラブ定款](#))の改正を求める立法案です。
- **見解表明案**は、RIの見解を表明しようとするものであり、RI理事会のみが提出できます。

## 制定案の提出

クラブ、地区、RI理事会、RIBI審議会(もしくは大会)、または規定審議会が、制定案を規定審議会に提出できます。ただし、クラブからの制定案は、ロータリーに提出する前に、地区大会、地区立法案検討会、郵便投票のいずれかにおいて、地区内クラブの承認を得なければなりません。

## 制定案の作成

制定案は、以下の組織規定を改正するものです。

- [RI定款](#)
- [RI細則](#)
- [標準ロータリークラブ定款](#)

まず、提案する変更は何かを明確にした上で、その変更を反映させるために改正すべき組織規定の個所をすべて見つけてください。例えば、「ロータリーの目的」への変更を提案する場合、RI定款と標準ロータリークラブ定款の両方に変更を入れる必要があります。関係個所を見つけるには、ファイル内で以下のように検索するとよいでしょう：

1. 提案する変更のキーワードを検索
2. 改正されるセクションに言及されている条項・節番号を検索

関連する全個所を的確な文言で改正することが重要です。全個所が改正されていない場合、定款細則委員会によって、欠陥のある制定案とみなされる可能性があります。欠陥のある制定案は、規定審議会に提出されません。

上記のリンクからワード文書を開くか、ロータリーウェブサイト ([www.rotary.org](http://www.rotary.org)) の「[組織規定](#)」のページからワード文書をダウンロードして、この文書に上書きする形で変更を示してください(自動的に変更履歴が表示されます)。変更を入れたワード文書は、ロータリーに提出する前に、クラブや地区で保存してください。

## 制定案の承認

クラブが制定案を提出する場合、地区から承認を得るために地区に送る前に、クラブ理事会がまず会員にこれを提示し、クラブで採択する必要があります。地区大会（RIBIは地区審議会）も、制定案を直接地区に提案することができます。クラブまたは地区から提出された制定案は、地区大会、地区立法案検討会、または郵便投票を通じて、地区で投票され、承認される必要があります。

地区大会または地区立法案検討会で制定案の投票を行う時間がない場合、ガバナーは郵便投票を実施することができます。この場合、郵便投票は、RI細則の第14.040節（郵便投票によるガバナーノミニーの選出）に記されている郵便投票の手順に可能な限り近い方法で行うものとします。

地区による承認が得られたら、提案者は、2017年12月31日までに[オンラインフォーム](#)を使って国際ロータリーに制定案を提出できます。ガバナーによる（地区が承認したことの）証明も、2017年12月31日までに提出しなければなりません。

## 地区ガバナーによる証明

ガバナーは、以下のいずれかの方法で地区の承認を証明することができます。

1. [オンラインフォーム](#)を用いて自分で制定案を提出し、地区が承認したことを証明します。
2. ガバナー以外の方が制定案を提出した場合、制定案が提出された旨を知らせるEメールがガバナーに送信されます。ガバナーは、審議会業務部（[council\\_services@rotary.org](mailto:council_services@rotary.org)）宛に返信し、そのメールの中で、提出された情報が正しいこと、および制定案が地区で承認されたことを証明します。

2017年12月31日までにガバナーからこの証明が提出されなかった場合、その制定案は欠陥のある制定案とみなされ、2019年規定審議会に提出されません。

## 趣旨と効果に関する声明

制定案が正規の手続で提出されたとみなされるには、提案者は、300語以内の「趣旨と効果に関する声明」を添える必要があります（日本語で550～600字相当。ただし、英

訳した場合に 300 語以内になるとは保証されないため、あくまで目安となります)。声明文が提出されない場合、制定案は正規の手続きを経たものとみなされず、審議会に提出されません。この声明文は、提案する制定案が検討を求める事柄が何であるかを明記し、この事柄にどのように対処または解決するかを説明するものとします。

## 正規の手続で提出された制定案

制定案が正規の手続で提出されたとみなされるには、以下の情報を含めて 2017 年 12 月 31 日までに提出しなければなりません。

1. 提案したクラブ名または地区番号
2. 制定案が地区によって提案または承認されたことの、ガバナーによる証明
3. 提案者による趣旨および効果に関する声明文
4. 提案する変更を入れた ( 下線または取消線を使用 ) 組織規定のワード文書

さらに、制定案はすべて、地区による承認後 45 日以内に提出すべきです。

## 制定案の数の制限

RI 細則は、提出する制定案を合計 5 件までに制限するよう地区に奨励しています。地区は、各制定案を別個の[オンラインフォーム](#)で提出する必要があります。

## 制定案を国際ロータリーに提出した後

事務総長がまず、制定案が正規の手続を経て提出されていることを確認します。正規の手続を経ないで提出された制定案は、規定審議会で審議されません。

次に、定款細則委員会による審査に向けて、事務総長が制定案を準備します。委員会はそれぞれの制定案を審査し、正規の手続きに沿って作成されたものかどうか、欠陥があるかどうかを検討します。委員会はまた、事務総長と協力して、各制定案の「財務上の影響」を起草します。

同一または非常に類似した制定案が提出された場合、委員会は、これらの制定案を一つに統合し、全提案者の名前を列記します。

複数の案件の内容が似ている場合、これらの案件の提案者に対し、委員会が折衷案を勧めます。提案者が折衷案に同意すれば、規定審議会が一つの折衷案を掘り下げて審議できるというメリットがあります。

## 欠陥のある制定案

以下に記されるような制定案は欠陥があるとみなされます。

1. 二つ以上の異なる意味に解釈できる
2. 組織規定の関係箇所をすべて改正していない
3. その採択が法令に反する
4. RI細則またはRI定款に抵触するような形で標準ロータリークラブ定款を改正する、または、RI定款に抵触するような形でRI細則を改正する
5. 管理または施行が不可能である

制定案に欠陥があると定款細則委員会がみなした場合、修正案の締切日までに修正案を提出するのは、提案者または審議会代表議員の責任となります。修正案の提出日を過ぎても引き続き欠陥のある制定案は、規定審議会で審議されません。

## 制定案に関する留意点

- **過去の制定案を確認する**：過去2回の規定審議会の立法案集を [rotary.org](http://rotary.org) からダウンロードすることができます。過去の立法案集で以下の点をご確認ください：  
1) 提出を検討している案件が過去の審議会にも提出されたかどうか、2) 制定案がどのような文言で書かれているか。
- **援助を求める**：元代表議員、定款細則委員、審議会業務部職員は、組織規定文書について豊かな知識をもっています。制定案の作成において援助が必要な場合は、いずれかにご連絡ください。
- **早めに制定案を提出する**：制定案の提出が早ければ早いほど、定款細則委員会による審査も早く行われます。このため、委員会によって制定案に欠陥があるとみなされても、修正する時間を十分にとることができ、期限までに審議会に提出できる可能性が高まります。

## その他の情報

ロータリーの立法手続きについてご質問がありましたら、審議会業務部までEメール ( [council\\_services@rotary.org](mailto:council_services@rotary.org) ) でお問い合わせください。また、詳しい情報は以下の資料にも掲載されています。

- RI 定款第 10 条
- RI 細則第 7 条
- RI 章典第 59 条
- rotary.org の「規定審議会」のページ

## 2019年規定審議会：制定案の証明

日本語



クラブまたは地区が提案する制定案1件につき、1つのフォームをご提出ください。地区からの承認を受けていないクラブ提案の制定案は、規定審議会で審議されません。2017年12月31日までに、本フォームを提出し、地区ガバナーからの証明を受ける必要があります。制定案について詳しくは「[制定案の提出方法](#)」をご参照ください。

制定案ではなく、次回の決議審議会に決議案を提出することを希望する場合は、[こちら](#)をクリックしてください。

各制定案には、必ず以下を含めてください。

- |   |  |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> 提案者（クラブ名または地区番号） | <input type="checkbox"/> 提案者による趣旨および効果の声明文 |
| <input type="checkbox"/> 地区の承認            | <input type="checkbox"/> 制定案の本文            |

制定案

この制定案の提案者：

地区番号

クラブ名またはクラブ番号（クラブ提案の場合）

改正を提案する組織規定の種類と条項を記入してください。下の文書名をクリックすると、ワードファイルが開きます。このファイルに提案する修正を加えてください（変更は自動的に記録されます）。この変更履歴の入ったファイルを、次のページでアップロードしてください。

←



[RI定款](#)

条、節：

[RI細則](#)

条、節：

[標準ロータリークラブ定款](#)

条、節：

>>

Powered by Qualtrics



## 2017 年決議審議会：決議案の提出方法

目次 (クリックすると該当項目に移動します)

決議審議会	正規の手続で提出された決議案
決議案の提出締切日	欠陥のある決議案
決議案の提出	決議案に関する留意点
決議案の作成	決議案を提出すべきかどうか
決議案の承認	理事会への請願書
地区ガバナーによる証明	その他の情報

### 決議審議会

国際ロータリー決議審議会は、オンラインで毎年開催され、決議を採択する権限を有します。決議審議会では、全地区から1名ずつ指定された代表議員が、クラブ、地区、RI理事会、RIBI 審議会が提出した決議案に対する投票を行います。採択された決議は、その後、RI理事会またはロータリー財団管理委員会によって検討されます。すべてのクラブと地区は、決議案を提出できます。クラブまたは地区が決議審議会に決議案を提出することを検討している場合、以下をよくお読みください。

### 決議案の提出締切日

2017 年決議審議会で審議するためのクラブと地区からの決議案は、2017 年 6 月 30 日までに国際ロータリーが受理する必要があります (これには、地区が承認したことのガバナーによる証明も含まれます)。締切日厳守で、例外は認められませんのでご注意ください。

## 決議案の提出

決議案は、審議会の意見を表明するものです。クラブ、地区、RI理事会、RIBI審議会が決議審議会に決議案を提出できます。ただし、クラブによる決議案は、決議審議会に提出する前に、地区大会、地区立法案検討会、または郵便投票を通じて、地区で投票され、承認される必要があります。2017-18年度決議審議会に提出する決議案は、2017年6月30日までに[オンラインフォーム](#)を使って提出しなければなりません。

## 決議案の作成

決議案は2つの部分で構成されます。1つ目の部分は、背景を説明する情報であり、提案者が決議を提示する前の序文となります。2つ目の部分は、決定または決議に該当する部分です。

決議案には、序文としていくつの段落を含めてもかまいませんが、決議の部分は、常に最後の1段落のみとなります。この最後の段落には、RI理事会またはロータリー財団管理委員会による検討を求めることの内容を記します。決議案の文例は、[2016年規定審議会 決定報告書](#)をご参照ください。

## 決議案の承認

クラブが決議案を提出する場合、決議案を地区に送る前に、クラブの理事会がまず会員に決議案を提出し、これを採択する必要があります。地区大会（RIBIは地区審議会）も決議案を直接地区に提出できます。クラブまたは地区から提出された決議案は、地区大会、地区立法案検討会、または郵便投票を通じて、地区で投票され、承認される必要があります。

地区大会または地区立法案検討会で決議案に関する投票を行う時間がない場合、ガバナーは郵便投票を実施することができます。この場合、郵便投票は、RI細則の第14.040節（郵便投票によるガバナーノミニーの選出）に記されている郵便投票の手順に可能な限り近い方法で行うものとします。

地区による承認が得られたら、提案者は、2017年6月30日まで[オンラインフォーム](#)を使って国際ロータリーに決議案を提出できます。地区が承認したことのガバナーによる証明も、2017年6月30日までに提出しなければなりません。

## 地区ガバナーによる証明

ガバナーは、以下のいずれかの方法で地区の承認を証明することができます。

1. [オンラインフォーム](#)を用いて自分で決議案を提出し、地区が承認したことを証明します。
2. ガバナー以外の方が決議案を提出した場合、決議案が提出された旨を知らせる Eメールがガバナーに送信されます。ガバナーは、審議会業務部 ( [council\\_services@rotary.org](mailto:council_services@rotary.org) ) 宛に返信し、そのメールの中で、提出された情報が正しいこと、および決議案が地区で承認されたことを確認します。

## 正規の手続で提出された決議案

2017 年決議審議会への決議案が正規の手続で提出されたとみなされるには、以下の情報を含めて 2017 年 6 月 30 日までに提出しなければなりません。

1. 提案したクラブ名または地区番号
2. 決議案が地区によって承認されたことの、ガバナーによる証明
3. 決議案の文章

さらに、決議案はすべて、地区による承認後 45 日以内に提出すべきです。

## 欠陥のある決議案

定款細則委員会は、各決議案を審査し、正規の手続で提出されたかどうか、欠陥があるかどうかを判断します。以下のような決議案は、欠陥があるとみなされます

1. 組織規定の文言と精神に抵触する行為もしくは意見表示を必要とする場合
2. RI プログラムの枠内ではない場合

決議案に欠陥があるとみなされた場合、その決議案は修正した上で、将来の決議審議会に提出することができます。

## 決議案に関する留意点

- **過去の決議案を確認する**：過去 2 回の規定審議会の立法案集を [rotary.org](http://rotary.org) からダウンロードすることができます。過去の立法案集で以下の点をご確認ください：

1) 提出を検討している案件が過去の審議会にも提出されたかどうか、2) 決議案がどのような文言で書かれているか。

- **援助を求める**：元代表議員、定款細則委員会、審議会業務部職員は、決議案の作成について豊かな知識をもっています。決議案の作成において援助が必要な場合は、いずれかにご連絡ください。

## 決議案を提出すべきかどうか

決議案は、ロータリー世界全体に影響を与える案件に適しています。ただし、理事会により検討されるのは、決議審議会で採択された決議案のみです。このため、理事会に確実に検討してもらいたい場合には、決議案の代わりに、理事会への請願書として提出することをお勧めします（下記参照）。

さらに、将来の規定審議会に提出する制定案を理事会が起草することを要請する決議案は、代わりに制定案を作成して提出することをご検討ください。そうすることにより、提案者の意図が的確に反映された文言を使って規定審議会が審議できるだけでなく、規定審議会への提出が早く行われることとなります。

## 理事会への請願書

審議会に決議案を提出する代わりに、クラブは特定の事柄について理事会の決定を求める請願書（ロータリー章典 28.005.）の提出を検討することができます。ロータリー世界全体ではなく、限られた範囲に影響を与える事柄については、請願書を提出することをお勧めします。

請願書の提出により、クラブは、理事会に懸念事項を提起し、理事会の通常会合における検討に付すことができ、その場で決定が行われる可能性もあります。RI 理事会はすべての会合で請願書を検討するため、決議審議会に決議案を提出するよりも速やかな対応を得ることができます。

理事会に対する請願書は、クラブから直接提出するか、地区大会の結果として提出できます。請願書には、クラブ会長か地区ガバナーの署名がなければなりません。請願書は、RI 会長、理事会、または RI 事務総長に宛てたものとし、その趣旨を明確に説明しなければなりません。請願書は、決議案と同じ形式あるいは書簡の形式で提出できます。

## その他の情報

ロータリーの立法手続きについてご質問がありましたら、審議会業務部までEメール（[council\\_services@rotary.org](mailto:council_services@rotary.org)）でお問い合わせください。また、詳しい情報は以下の資料にも掲載されています。

- RI定款第10条
- RI細則第8条
- RI章典第59条
- rotary.orgの「規定審議会」のページ

## 決議審議会：決議案の証明

日本語

クラブまたは地区が提案する決議案1件につき、1つのフォームをご提出ください。地区からの承認を受けていないクラブ提案の決議案は、決議審議会では審議されません。2017年6月30日までに、本フォームを提出し、地区ガバナーからの証明を受ける必要があります。決議案について詳しくは、「[決議案の提出方法](#)」をご参照ください。

2019年規定審議会に制定案を提出することを希望する方は、[こちらをクリックしてください](#)。

各決議案には、必ず以下を含めてください。

- |   |                                       |
|---|---------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 提案者（クラブ名または地区番号） | <input type="checkbox"/> 決議案の本文       |
| <input type="checkbox"/> 地区の承認            | <input type="checkbox"/> 趣旨と効果の声明（任意） |

この決議案の提案者：

地区番号

クラブ名またはクラブ番号（クラブ提案の場合）

決議案を提出するには、以下の決議案入力フォームをご使用ください。必要な数の段落を使用し、結論は最後の段落に入力してください。

(第1段落)

(第2段落)

(第3段落)

(第4段落)

(第5段落)

(第6段落)

(結論：「よって、  
国際ロータリーの決議により」で始める)

#### 趣旨および効果に関する声明文

提案者は、**300語以内の趣旨および効果の声明文を含めることができます**  
(日本語の場合は、**550～600文字**が相当文字数となります。ただし、**300語以内の英訳は保障できないため、あくまで目安**となります)。この声明文は、決議案が検討を求める事柄を明らかにし、同決議案がそれにどのように対応するかを説明するものとします。

#### 地区の承認

本決議案は以下の方法による審議を経て、承認されました。

- 地区大会
- RIBIの大会または審議会
- 地区立法案検討会
- 郵便投票